

新型コロナウイルス感染症に伴う繰越申請について

新型コロナウイルス感染症に伴う繰越について、交付決定前に事由が発生していた場合は、繰越の要件には合致しませんが、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえて研究計画を立てて研究を開始したものの、交付決定以降に当初計画時点では予想しえなかったやむを得ない事由により年度内に完了が困難となった研究については、繰越の対象となる場合があります。

つきましては、6頁の繰越要件をご確認頂き、繰越要件に該当すると判断された場合は以下の通りご申請ください。

【新型コロナウイルス感染症を事由とした繰越申請の対応】

- ・ 新型コロナウイルス感染症に伴う繰越の場合、**繰越事由を限定します。**（2頁参照）
- ・ 新型コロナウイルス感染症に伴う繰越の場合、**補足説明欄は記入不要**とします。

【新型コロナウイルス感染症を事由とした申請書作成上の注意】

・ 新型コロナウイルス感染症に伴い繰越申請する場合、「新型コロナウイルスに伴う繰越事由用」の様式を使用してください。

※様式は日本学術振興会のホームページよりダウンロードしてください。

・ 「新型コロナウイルス感染症に伴う繰越事由用」の様式を使用した場合、補足説明欄を記載不要とするかわりに、**<変更後の計画>欄で繰越要件を満たすことが分かる様に明確に記載**してください。

※2頁以降の変更後の計画欄の記載例をご参照ください。

【繰越事由の選択例】

事例		繰越事由	変更後の計画の記載例
新型コロナウイルス感染症の影響により、共同実験・調査等実施が困難となった場合		①キ 計画に関する諸条件（研究協力者（機関）の事情）	協力機関の都合により、成果取りまとめに不可欠な実験実施が困難
・新型コロナウイルス感染症の影響による出版社の事情で印刷・出版時期を変更する場合、 ・新型コロナウイルス感染症の影響による査読者・編集者の都合により雑誌への掲載承認が遅れた場合		①キ 計画に関する諸条件（印刷社・出版社の事情）	・出版社の事情により、成果の取りまとめが困難 ・査読者・編集者の都合により、成果の取りまとめが困難
新型コロナウイルス感染症の影響により、予定していた研究協力者の協力を得ることが困難となった場合		①キ 計画に関する諸条件（研究協力者（機関）の事情）	代替不能な研究協力者の協力が困難
新型コロナウイルス感染症の影響により、資材の納品が遅れ、装置開発に遅延が生じた場合	設計段階で納品遅延が発生した場合	⑥エ or オ 資材の入手難	業者の都合により資材の納品が遅れ、装置開発が遅延
	開発段階で納品遅延が発生した場合	①キ 計画に関する諸条件（装置の開発遅延）	
新型コロナウイルス感染症の影響により、実験等に使用する資材・試料・資料の入手が困難となった場合		⑥エ or オ 資材の入手難	業者の都合により実験の実施に必要な資材の入手が困難
新型コロナウイルス感染症の影響により、実験等に使用する機器の修理が困難となった場合		①キ 計画に関する諸条件（機器の故障）	業者の都合により実験の実施に必要な機器の修理が困難
新型コロナウイルス感染症の影響により、所属研究機関の研究活動指針等を踏まえ、研究計画に遅延が生じた場合		①キ 計画に関する諸条件（研究協力者（機関）の事情）	所属機関の方針により、成果取りまとめに不可欠な実地調査が困難
新型コロナウイルス感染症の影響により、学会・シンポジウム等の開催が中止・延期された場合		①キ 学会等の事情	学会の開催が延期となり、成果の取りまとめが困難
新型コロナウイルス感染症の影響により、会議等のイベントが延期した場合	主催者の場合	①エ 計画の変更	会議が延期となり、成果の取りまとめが困難
	参加者の場合	①キ 計画に関する諸条件（研究協力者（機関）の事情）	

事例		繰越事由	変更後の計画の記載例
新型コロナウイルス感染症の影響により、予定していた海外への現地調査等が困難となった場合	渡航先が入国制限措置及び入国後の行動制限を行っている等の場合	⑧ 相手国の事情	相手国の事情により、成果の取りまとめに不可欠な現地調査が困難
	調査先の研究協力者（機関）の事情による場合	①キ 計画に関する諸条件（研究協力者（機関）の事情）	協力機関の都合により、成果の取りまとめに不可欠な現地調査が困難
新型コロナウイルス感染症の影響により、上記以外の事由が発生した場合		①エ 計画の変更	〇〇〇〇により、△△△が困難

※新型コロナウイルス感染症に関連する事由であっても内的な要因によるものについては、「新型コロナウイルス感染症に伴う繰越」には該当しませんので、通常の申請を行ってください。

例) 新型コロナウイルス感染症を研究対象としている課題において、第3者の発表内容を当該研究課題に反映するためなど

【変更後の計画欄の記載例】

繰越事由の発生した時期		令和3年2月	
R2.4	事前準備	R2.4	事前準備
R2.5	↓	R2.5	↓
R2.6	〇〇〇〇方法の開発	R2.6	〇〇〇〇方法の開発
R2.7	↓	R2.7	↓
R2.8	↓	R2.8	↓
R2.9	△△△調査	R2.9	△△△調査
R2.10	↓	R2.10	↓
R2.11	↓	R2.11	↓
R2.12	↓	R2.12	↓
R3.1	↓	R3.1	↓
R3.2	研究協力者との議論	R3.2	代替不能な研究協力者（機関）の協力が困難
R3.3	研究成果とりまとめ	R3.3	再度日程調整
		R3.4	↓
		R3.5	研究協力者との議論
		R3.6	研究成果とりまとめ

繰越要件を満たすことが分かるように明確に記載

繰越事由の発生した時期		令和3年1月	
R2.4	事前準備	R2.4	事前準備
R2.5	↓	R2.5	↓
R2.6	〇〇〇〇方法の開発	R2.6	〇〇〇〇方法の開発
R2.7	↓	R2.7	↓
R2.8	↓	R2.8	↓
R2.9	△△△調査	R2.9	△△△調査
R2.10	↓	R2.10	↓
R2.11	↓	R2.11	↓
R2.12	↓	R2.12	↓
R3.1	〇〇実験	R3.1	業者の都合により、実験の実施に不可欠な資材の入手が困難
R3.2	↓	R3.2	実験準備
R3.3	研究成果とりまとめ	R3.3	↓
		R3.4	〇〇実験
		R3.5	↓
		R3.6	研究成果とりまとめ

繰越要件を満たす
ことが分かるよう
に明確に記載

繰越事由の発生した時期		令和2年9月	
R2.4	事前準備	R2.4	事前準備
R2.5	↓	R2.5	↓
R2.6	〇〇〇〇方法の開発	R2.6	〇〇〇〇方法の開発
R2.7	↓	R2.7	↓
R2.8	↓	R2.8	↓
R2.9	実地調査	R2.9	所属機関の方針により、成果取りまとめに不可欠な実地調査が困難
R2.10	↓	R2.10	再度日程調整
R2.11	↓	R2.11	↓
R2.12	↓	R2.12	↓
R3.1	↓	R3.1	↓
R3.2	↓	R3.2	↓
R3.3	研究成果とりまとめ	R3.3	↓
		R3.4	↓
		R3.5	↓
		R3.6	↓
		R3.7	↓
		R3.8	↓
		R3.9	実地調査(台風シーズンのみ実施可能)
		R3.10	↓
		R3.11	↓
		R3.12	↓
		R4.1	↓
		R4.2	↓
	R4.3	研究成果とりまとめ	

繰越要件を満たすことが分かるように明確に記載

特定の時期にのみ実施可能な事項については、理由を明確に記載

【繰越要件】

繰越申請を行うには、「2. 繰越事由一覧」に記載している繰越事由のいずれかに合致する状況となっており、かつ、以下の全てに当てはまる必要があります。

- ① 当初計画の内容と時期が明確であり（当初は年度内に完了する見込みがあった）、
- ② 繰越事由が交付決定日以降に発生しており、
- ③ 当初計画では予想し得なかった状況となっており、
- ④ 計画の見直し、繰越しが不可欠であり、
- ⑤ 計画の見直しの具体的内容、見直し期間が明確化されている
（翌年度内に完了する見込みがある）。

繰越制度は会計年度独立の原則の例外として財務大臣の承認を必要とするため、上記の①～⑤の要件を全て満たさなくてはなりません。

また以下の場合には繰越要件に該当しません

- ・研究者の自己都合による場合
- ・当初から当該年度中に完結しないことが明らかな場合
- ・当該年度中に再調整が可能、若しくは再調整を検討していない場合
- ・事前の調整不足や見込み違いの研究計画を立てていた場合
- ・当初計画から容易に予想される事由の場合
- ・代替的な手段により目的を達成することが可能な場合
- ・中止、延期、遅延した事案について、再調整した計画が明確に定まっておらず、翌年度内に完了する見込みが立っていない場合。
- ・交付決定時にはすでに発生・判明していた場合
- ・繰越そうとする研究計画の実施又は対象としている物品の納品等がなくとも、本年度の補助事業が完了できる場合
- ・当初の研究目的を変更する場合
- ・不合理な変更の場合